

第6期常滑市障がい福祉計画  
第2期常滑市障がい児福祉計画  
【令和3年度～令和5年度】

令和3年3月  
常 滑 市

## 「障がい」等の表記について

本計画では、「障害」などの「害」の字の表記について、字に対する印象に配慮するとともに、障がい者の人権をより尊重する観点から、国の法令等に基づく法律用語や施設名等の固有名称を除き、可能な限り「害」の字をひらがなで表記しています。

このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

# 目次

---

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
(1) 計画の位置づけ.....	2
(2) 他の計画との関係.....	3
3 計画の対象者.....	3
4 計画の期間.....	4
5 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方.....	5
(1) 障害福祉サービスの提供体制について.....	5
(2) 相談支援の提供体制について.....	6
(3) 障がい児支援の提供体制について.....	7
6 アンケート調査の実施.....	8
(1) 調査の方法と配布回収数.....	8
(2) アンケート調査結果について.....	9
<b>第2章 障がい者等の推移</b> .....	12
1 人口の推移.....	12
2 障がいのある人の状況.....	13
(1) 手帳所持者数の推移.....	13
(2) 身体障害者手帳.....	14
(3) 療育手帳.....	15
(4) 精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）受給者証.....	16
3 障がいのある人の推計.....	17
<b>第3章 障がい福祉計画の成果目標</b> .....	18
1 成果目標について.....	18
2 成果目標の設定.....	18
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	18
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	20
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....	21
(4) 福祉施設から一般就労への移行等.....	22
(5) 相談支援体制の充実・強化等.....	24
(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	25

<b>第4章 障害福祉サービスに関する各サービスの見込み量及び方策</b> .....	<b>26</b>
1 訪問系サービス.....	26
2 日中活動系サービス.....	28
3 居住系サービス.....	30
4 相談支援.....	31
<b>第5章 地域生活支援事業に関する見込み量及び方策</b> .....	<b>32</b>
1 必須事業.....	32
(1) 理解促進研修・啓発事業.....	32
(2) 自発的活動支援事業.....	33
(3) 相談支援事業.....	33
(4) 成年後見制度利用支援事業.....	34
(5) 成年後見制度法人後見支援事業.....	35
(6) 意思疎通支援事業.....	36
(7) 日常生活用具給付事業.....	37
(8) 手話奉仕員養成研修事業.....	38
(9) 移動支援事業.....	38
(10) 地域活動支援センター事業.....	39
2 任意事業.....	40
<b>第6章 障がい児福祉計画の成果目標</b> .....	<b>42</b>
1 成果目標について.....	42
2 成果目標の設定.....	42
(1) 障がい児支援の提供体制の整備等.....	42
(2) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保.....	44
(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置.....	45
<b>第7章 障害児通所支援等の見込み量及び方策</b> .....	<b>46</b>
1 障害児通所支援.....	46
2 障害児相談支援.....	48
3 医療的ケア児に対するコーディネーター.....	49
4 子ども・子育て支援等.....	50
5 障がい児の保護者への支援.....	51
<b>第8章 計画の推進に向けて</b> .....	<b>52</b>
1 計画の推進体制.....	52
2 障害福祉サービス等や計画に関する情報の提供.....	52

3 障がい児者に対する理解と啓発.....	52
4 計画量に応じた財源の確保.....	52
5 計画の進行管理と評価.....	52
<b>資料編.....</b>	<b>53</b>
1 常滑市障がい福祉計画等策定委員会.....	53
2 常滑市障がい福祉計画等策定委員会作業部会.....	54
3 計画策定の経過.....	55
4 用語集.....	56

文中で「\*」が付いている用語は、資料編の「4 用語集」をご覧ください。

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

「第6期常滑市障がい福祉計画及び第2期常滑市障がい児福祉計画」（以下、「本計画」という。）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）及び「児童福祉法」に基づき、障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援並びに地域生活支援事業などの各種サービスが計画的に提供されるように整備する計画です。

### ■障害者総合支援法における計画の位置づけ

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

（4～5 略）

6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

（7～12 略）

## ■児童福祉法における計画の位置づけ

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

## 2 計画の位置づけ

### (1) 計画の位置づけ

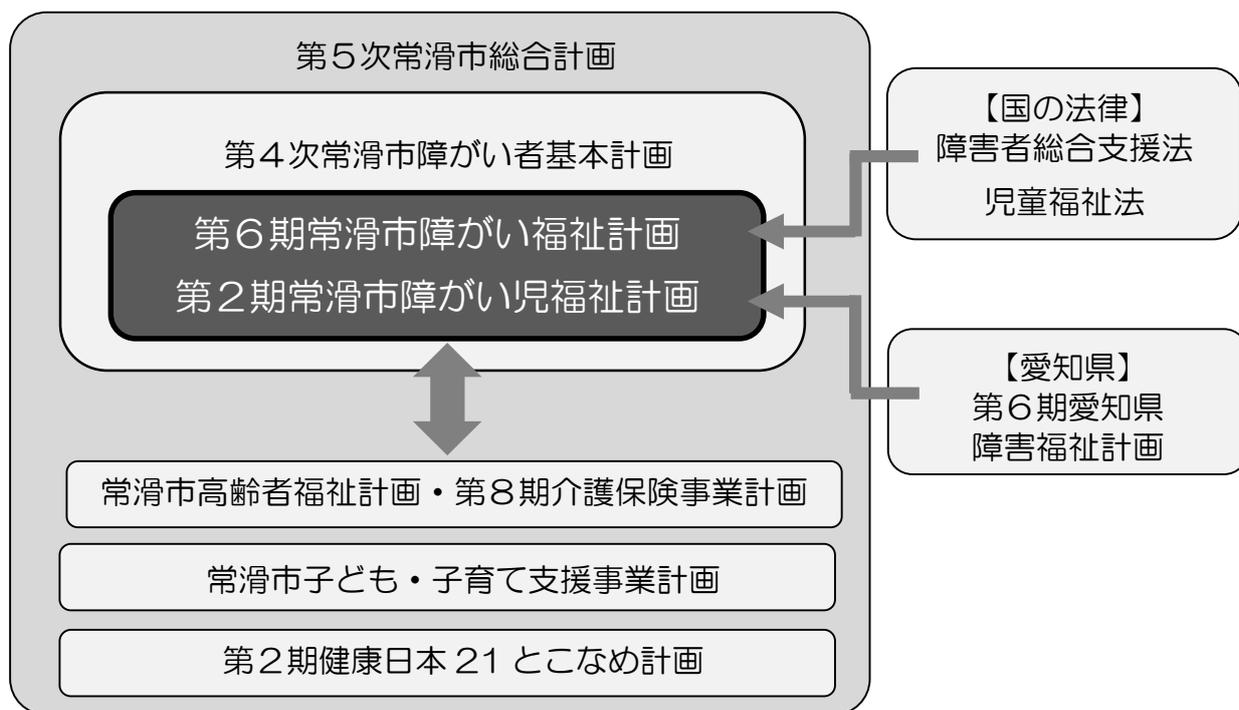
本計画は、「第6期常滑市障がい福祉計画」と「第2期常滑市障がい児福祉計画」を一体的に策定した計画です。「第6期常滑市障がい福祉計画」は障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として位置づけられます。「第2期常滑市障がい児福祉計画」は児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置づけられます。それぞれの計画は、以下の基本記載事項を示します。

計画名称	基本記載事項
障がい福祉計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項</li><li>・ 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み</li><li>・ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等</li></ul>
障がい児福祉計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項</li><li>・ 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量 等</li></ul>

## (2) 他の計画との関係

本計画は、国の法律を踏まえるとともに、愛知県の計画と整合を図り策定します。また、本市の各種関連計画との整合を図ります。

なお、本計画の基本的な考え方については、障がい者施策の総合的な理念や方針を示す「第4次常滑市障がい者基本計画」に準ずるものとします。



## 3 計画の対象者

「第6期常滑市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法による自立支援給付\*・地域生活支援事業を受ける方、「第2期常滑市障がい児福祉計画」は児童福祉法による障害児通所支援を受ける方を対象とします。

## 4 計画の期間

本計画の期間は令和3年度から令和5年度までの3か年とします。

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
常滑市障がい福祉計画		第5期		本計画 第6期		
常滑市障がい児福祉計画		第1期		第2期		
常滑市障がい者基本計画	第4次					

## 5 障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害福祉サービス等の提供体制の確保に当たっては、国の基本指針に基づき、次に掲げる点に配慮して適切な提供体制を整備します。

### (1) 障害福祉サービスの提供体制について

#### ①必要とされる訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）の充実を図り、必要な訪問系サービスを保障します。

#### ②希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障

希望する障がい者等に日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所、日中一時支援事業及び地域活動支援センター）の提供を保障します。

#### ③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点<sup>※</sup>等の整備と機能の充実

地域における居住の場としてのグループホーム等の充実を図ります。そして、自立訓練事業や自立生活援助により、地域生活を営む上での生活能力の維持・向上を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援の推進により、入所等から地域生活への移行を進めます。

また、必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障することによって、障がいのある人等の地域における生活の維持及び継続が図られるよう努めます。

さらに、市内の相談支援事業所やグループホーム等、既存施設や事業所が連携し、地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。

#### ④福祉施設から一般就労への移行を推進

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。

#### ⑤強度行動障がい<sup>※</sup>や高次脳機能障がい<sup>※</sup>のある人に対する支援体制の充実【新規】

強度行動障がいや高次脳機能障がいのある人に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

## ⑥依存症対策の推進【新規】

アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策について、多様な関係機関が密接に連携して依存症である人及びその家族に対する支援を行います。

## (2) 相談支援の提供体制について

### ①相談支援体制の充実

障がいのある人等の中で、とりわけ重度の障がいのある人等が地域で自立した日常生活や社会生活を営むには、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。関係機関との連携に努め、障がいのある人等からの相談に応じる体制の整備を行います。

### ②地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

障害者支援施設に入所している障がいのある人の数等を勘案した上で、計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保を図ります。

さらに、障害者支援施設等又は精神科病院から地域生活へ移行した後の地域への定着だけでなく、現在地域で生活している障がいのある人等が住み慣れた地域で生活できるよう、地域移行支援と併せて、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図ります。

### ③発達障がい※のある人等に対する支援

発達障がいのある人が可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう、地域の実情を踏まえて支援を行います。

また、発達障がいのある人の早期発見・早期支援には、本人及びその家族等への支援が重要であるため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制の確保を図ります。

### ④協議会の設置等

障がいのある人等への支援体制の整備を図るため、関係機関、関係団体、障がいのある人等及びその家族、障がいのある人等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する機関で構成される協議会を置くよう努めます。協議会では、地域の課題の改善に取り組むとともに、地域の課題の解決に向けた積極的な提言を行えるよう図ります。

### (3) 障がい児支援の提供体制について

#### ①地域支援体制の構築

児童発達支援センター<sup>\*</sup>については、本市では、すでに1か所設置していますが、身体に障がいのある児童の受け入れ態勢が整っていないため、受け入れ可能な体制を整備し、サービスの充実を図ります。

#### ②地域社会への参加・包容の推進

障がいのある児童の地域社会への参加、包容を推進するため、保育園や幼稚園、こども園へ訪問し、集団生活への適応について専門的な支援を行う、保育所等訪問支援事業の実施について、民間事業者への参入を促し、利用体制を構築します。

#### ③特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

重症心身障がい児<sup>\*</sup>を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業については、市独自での整備が困難であるため、民間事業所による参入を進めるとともに、知多半島圏域内で連携し、サービス体制を確保します。

#### ④保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等の連携については、知多半島圏域内ですでに実施されています。

現在の協議の場の確保を続けるとともに、今後の在り方について常滑市障がい者総合支援協議会<sup>\*</sup>（以下「総合支援協議会」という。）で検討を行います。

#### ⑤障害児相談支援の提供体制の確保

障がい児相談支援について、サービスの提供を維持・強化するとともに、相談支援に対する人材のスキルアップを促します。

## 6 アンケート調査の実施

### (1) 調査の方法と配布回収数

障がいのある人の生活実態や意向を確認するために、下記のとおり「福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

#### ■調査の方法

調査対象者：①障害福祉サービスを利用している方

②地域生活支援事業を利用している方

③障害児通所支援事業を利用している方

調査期間：令和2年6月1日（月）～6月26日（金）

調査方法：郵送配布・回収

#### ■配布回収数

	配付数 (A)	有効回収数 (B)	有効回収率 (=B/A)
調査対象者	486件	280件	57.6%
うち18歳未満 (障がいのある児童)	172件	108件	62.8%
うち18歳以上 (障がいのある人)	314件	166件	52.9%
うち不明・無回答		6件	

## (2) アンケート調査結果について

アンケート調査結果のうち、障害福祉サービスの提供や見込み量の把握などに関わる事項を抜粋し、分析を行っています。

問 12 障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。

(あてはまるものすべてに○)

No.	項目	割合 (%)
1	事業主や職場の上司・同僚の障がい者に対する理解	48.9
2	職場で介助や援助など適切な配慮が受けられること	43.2
3	就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	37.9
4	通勤手段の確保	37.1
5	短時間勤務や勤務日数などの配慮	31.1
6	仕事についての職場以外での相談対応、支援	30.4
7	企業のニーズに合った就労訓練	27.1
8	勤務場所におけるバリアフリーなどの配慮	16.8
9	在宅勤務の拡充	14.6
10	その他	5.7
11	わからない	18.2
12	不明・無回答	13.6

### 【アンケート結果から】

第5期障がい福祉計画に引き続き、「事業主や職場の上司・同僚の障がい者に対する理解」や「職場で介助や援助など適切な配慮が受けられること」の割合が高く、引き続き職場における障がい理解や合理的な配慮が求められています。また、「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」の割合も高く、障がい者と企業双方への支援により、就労の場への定着等を図ることが重要であると思われます。

問 16 現在の生活で不安なこと（誰かに相談したいこと）はありますか。

（あてはまるものすべてに○）

No.	項目	割合 (%)
1	将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安	38.6
2	家族など介助者の健康状態が不安	21.8
3	自分の健康や体力に自信がない	21.4
4	十分な収入が得られない	14.3
5	隣人などとの関係が不安	11.1
6	趣味や生きがいが見つけられない	9.6
7	同居の家族との関係が不安	8.9
8	働くところがない	6.8
9	生活をするうえで必要な情報が得られない	5.7
10	身の回りの介助や支援をしてくれる人がいない	2.9
11	必要な保健・福祉・医療サービスが受けられない	2.9
12	一緒に暮らす人がいない	2.5
13	相談する相手がいない	2.5
14	その他	10.0
15	特に困っていることはない	28.2
16	不明・無回答	6.1

【アンケート結果から】

「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」の割合が高くなっており、グループホームの整備や在宅での生活を支援するサービスの充実が求められます。また、「家族など介助者の健康状態が不安」の割合も高く、介助者が高齢になる中で、介助者の病気や、「親亡き後」のことを考えると、障がい者の暮らしの場の確保が求められます。その他にも、多くの方が様々な不安なこと（相談したいこと）を抱えていることから、相談機関の確保と周知が重要であると思われます。

問 19 次の各種サービスを利用していますか。また、今後利用したいと考えますか。

(各No.○は一つずつ)

No.	項目	現在 (%)	希望 (%)	差 (希望-現在) (%)
障害福祉サービス				
1	居宅介護 (ホームヘルプ)	10.0	16.8	6.8
2	重度訪問介護	2.1	10.0	7.9
3	同行援護	1.4	6.1	4.6
4	行動援護	7.9	26.1	18.2
5	重度障害者等包括支援	2.1	8.2	6.1
6	生活介護	13.9	17.9	3.9
7	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	6.8	19.6	12.9
8	就労移行支援	6.4	24.3	17.9
9	就労継続支援 (A型、B型)	25.4	33.9	8.6
10	療養介護	3.2	7.1	3.9
11	短期入所 (ショートステイ)	6.4	22.9	16.4
12	自立生活援助	2.1	16.1	13.9
13	就労定着支援	4.6	26.4	21.8
14	共同生活援助 (グループホーム)	6.1	13.2	7.1
15	施設入所支援	7.9	26.4	18.6
16	計画相談支援	40.7	46.8	6.1
17	地域移行支援	2.5	8.6	6.1
18	地域定着支援	2.9	20.4	17.5
障害児通所支援				
19	児童発達支援	35.2	37.0	1.9
20	放課後等デイサービス	53.7	63.9	10.2
21	保育所等訪問支援	12.0	23.1	11.1
22	医療型児童発達支援	1.9	6.5	4.6
23	福祉型障害児入所支援	1.9	16.7	14.8
24	医療型障害児入所支援	2.8	5.6	2.8
25	障害児相談支援	57.4	57.4	0.0

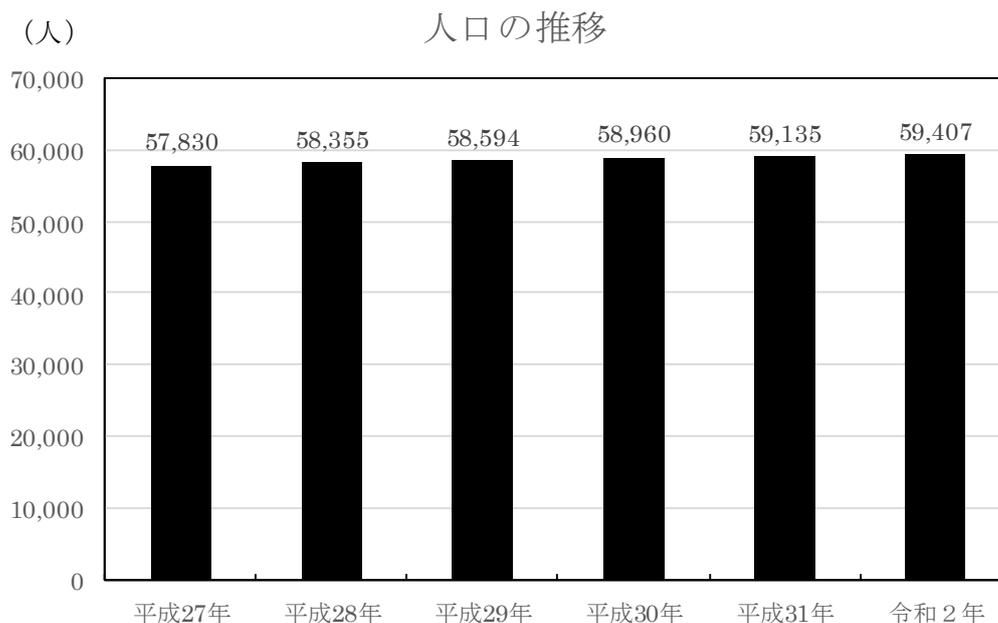
【アンケート結果から】

「就労定着支援」や「福祉型障害児入所支援」については、現在の利用状況は低いものの、利用希望は高くなっているため、提供体制の整備ができると、利用者が多くなる可能性があります。また、第1期障がい児福祉計画に引き続き、「放課後等デイサービス」は現在の利用割合が高く、今後の利用意向はさらに高いことから、事業所の不足を感じている回答者やその保護者がいる可能性がうかがえます。

# 第2章 障がい者等の推移

## 1 人口の推移

人口は増加傾向にあり、令和2年4月現在で59,407人となっています。また、65歳以上人口が総人口に占める割合（高齢化率）も年々微増しています。



資料：市政概要（各年3月31日現在）

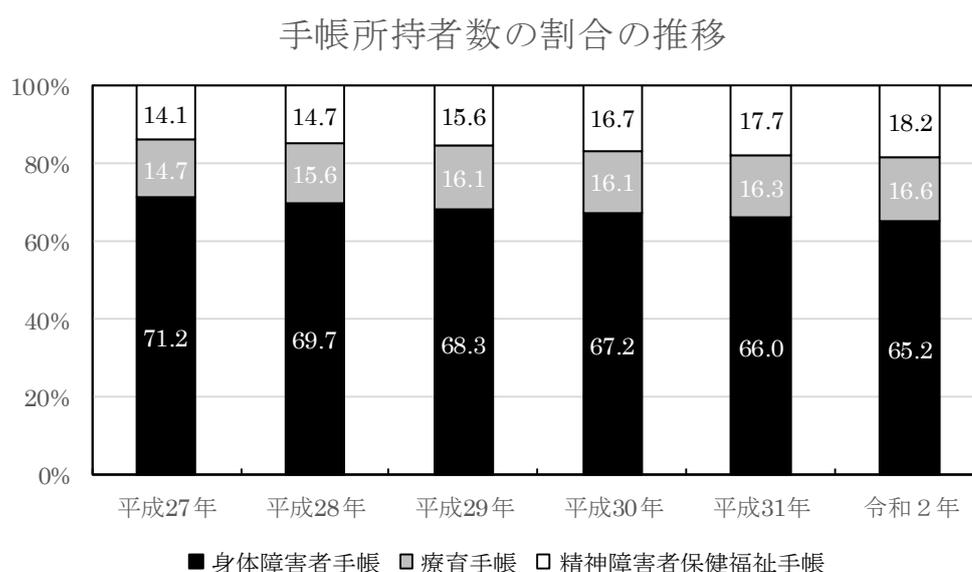
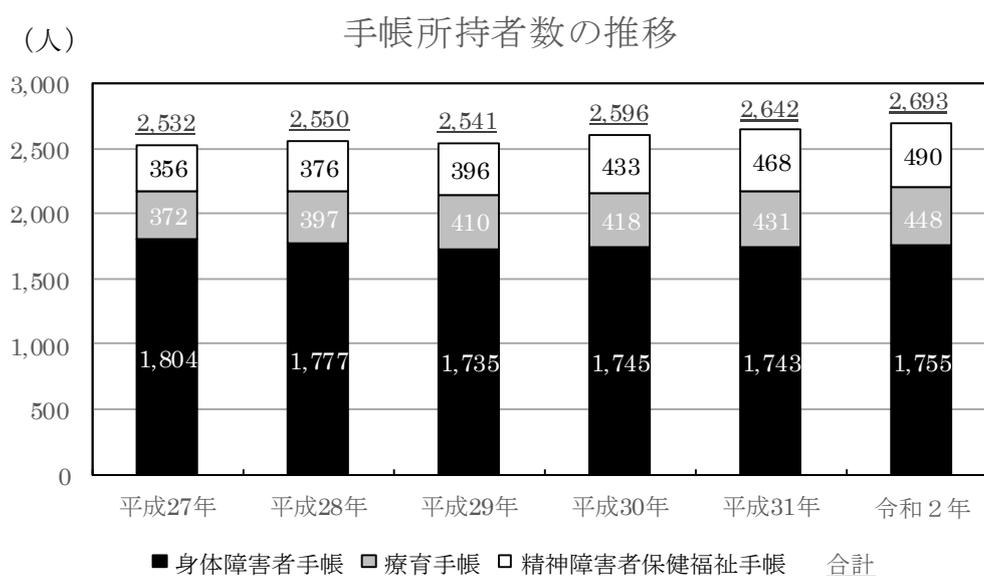
人口の状況（各年3月31日現在）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
人口(人)	57,830	58,355	58,594	58,960	59,135	59,407
0～14歳	8,543	8,703	8,718	8,772	8,762	8,685
15～64歳	34,858	34,976	35,024	35,188	35,304	35,579
65歳以上	14,429	14,676	14,852	15,000	15,069	15,143
高齢化率	24.95%	25.15%	25.35%	25.44%	25.48%	25.49%
世帯数(世帯)	22,989	23,430	23,737	24,136	24,589	25,158

## 2 障がいのある人の状況

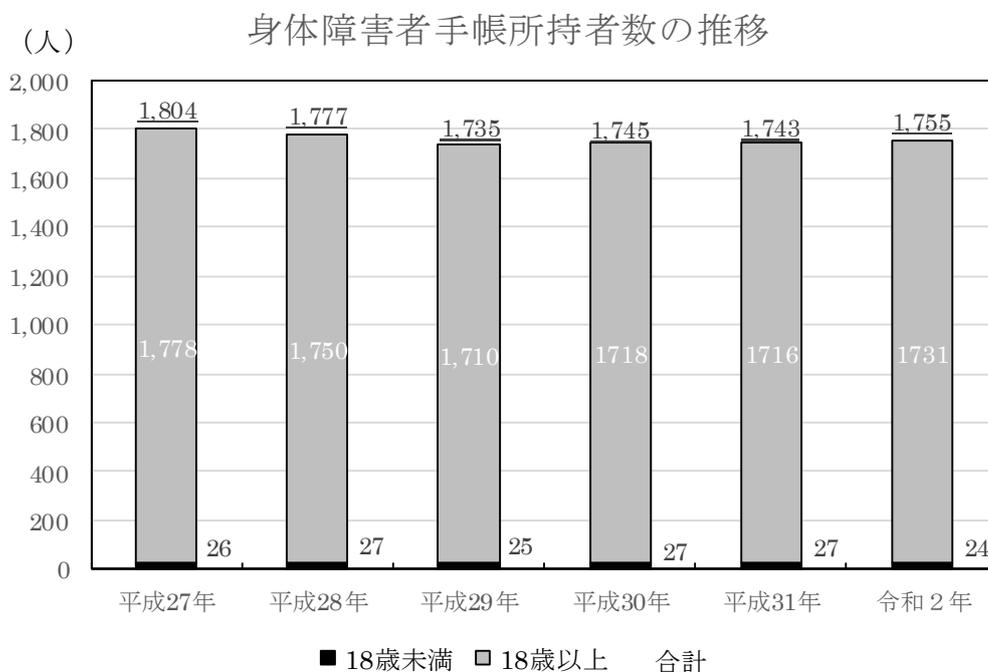
### (1) 手帳所持者数の推移

手帳所持者数は、令和2年4月現在で2,693人となっています。身体障害者手帳所持者は横ばい傾向にあり、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。



## (2) 身体障害者手帳

身体障害者手帳所持者数は、令和2年4月現在で1,755人となっています。障がい種別の割合では、肢体不自由が最も多く、等級別では1級が最も多くなっています。



資料：常滑の福祉（各年4月1日現在）

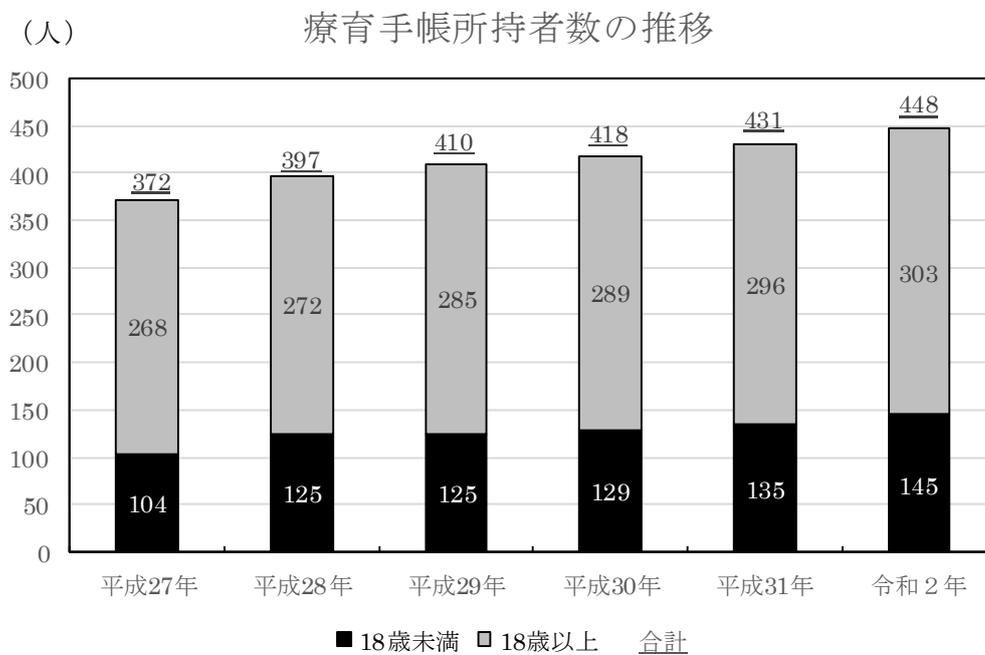
障がい種別及び等級別の身体障害者手帳所持者数（令和2年4月1日現在）（人）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障がい	32	29	11	6	11	6	95
聴覚障がい・ 平衡機能障がい	4	30(3)	24	25	0	54(1)	137(4)
音声・言語・ そしゃく機能障がい	0	2	11	6	0	0	19
肢体不自由	124(5)	174(3)	225(4)	226(2)	103(2)	27	879(16)
内部障がい	303(2)	8	152(1)	162(1)	0	0	625(4)
計	463(7)	243(6)	423(5)	425(3)	114(2)	87(1)	1,755 (24)

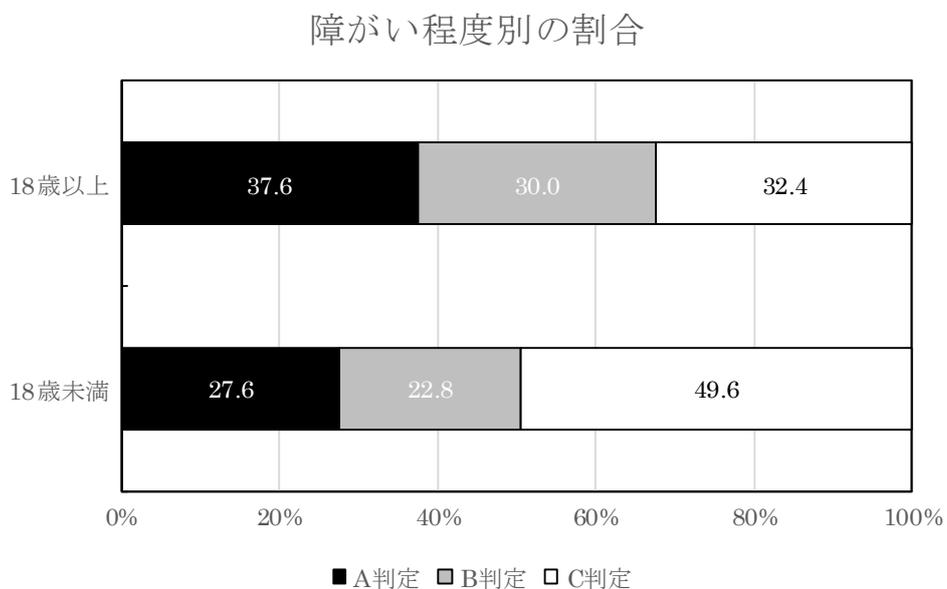
( ) はうち18歳未満の人数  
資料：常滑の福祉

### (3) 療育手帳

療育手帳所持者数は、令和2年4月現在で448人となっています。障がい程度別の割合では、18歳以上でA判定が37.6%と最も高くなっており、18歳未満でC判定が49.6%と最も高くなっています。



資料：常滑の福祉（各年4月1日現在）

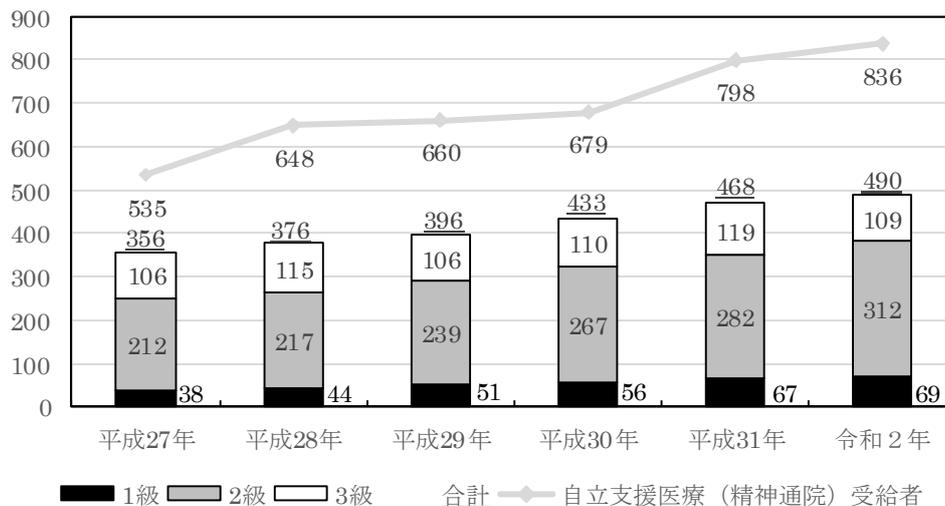


資料：常滑の福祉（令和2年4月1日現在）

## (4) 精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院） 受給者証

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和2年4月現在で490人となっており、自立支援医療（精神通院）受給者証所持者は、令和2年4月現在で836人となっており、増加傾向にあります。

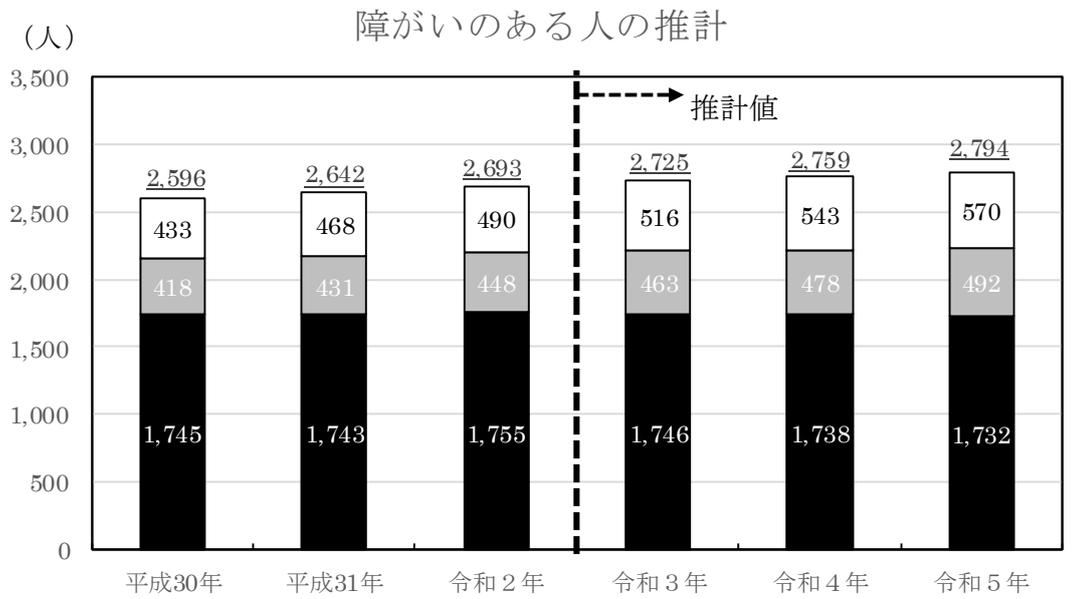
精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療  
(人) (精神通院) 受給者証所持者数の推移



資料：常滑の福祉（各年4月1日現在）

### 3 障がいのある人の推計

障がいのある人の推計は、身体障害者手帳所持者では減少、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では増加していくことが予測されます。



算出方法：直近実績の出現率の伸び率が継続すると仮定して、各推計年の出現率を算出。

# 第3章 障がい福祉計画の成果目標

## 1 成果目標について

本項目では、障害者総合支援法に基づき厚生労働省が令和2年に改正・公表した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）及び第5期障がい福祉計画の目標達成状況を踏まえ、本市の実情に合わせて令和5年度の成果目標を設定します。

## 2 成果目標の設定

本計画では、計画期間内において以下の成果目標を設定し、施策を推進します。

### （1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### 国の指針

- ①令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ②令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。※継続入所者の数を除いて設定するものとする。



#### 本市の目標

- ①令和5年度末までの地域生活移行者数：2人
- ②令和5年度末時点の施設入所者の削減数：1人  
（参考）令和元年度末時点の施設入所者：20人

### 【目標値設定にあたっての考え方】

本市の令和元年度末時点の施設入所者数は20人となっており、令和5年度末までに地域生活への移行者を2人、施設入所者を1人削減する事を目標とします。新規に施設入所を希望する人については、本人の意向や生活状況等を十分に聴きとり、適切な支援ができるサービスにつないでいきます。

目標達成にあたっては、障がいのある人が地域での生活が可能となるよう、地域移行支援や地域定着支援、日中活動系のサービスやグループホームの充実を図ります。さらに、入所者の希望を確認しながら、入所施設職員や相談支援専門員等と連携・協力し、地域生活への移行を進めていきます。

### 【参考：第5期障がい福祉計画の目標達成状況】

#### ① 施設入所者の地域生活への移行 ② 施設入所者の削減

	令和2年度末目標値	令和2年度末実績
施設入所者数	23人	20人
地域生活移行数	3人	5人
削減数	1人	4人

注) 令和2年度末実績は、年度途中までの実績を元に出した推計とする。

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム※の構築

### 本市の目標

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、精神障がいのある人の関係者の協議の場を設置・活用する。

#### 【目標値設定にあたっての考え方】

本市では、第5期障がい福祉計画において、令和2年度末までに精神障がいのある人の関係者の協議の場を設置することを目標としていましたが、達成できていないため、令和3年度末までに協議の場を設置し、保健、医療、福祉関係者と連携し、精神障がいのある人を総合的に支援する体制を整えます。

令和3年度…協議の場の設置。参加者見込み8人。

令和4・5年度…年間2回以上開催。目標設定1回、評価1回。参加者見込み8人。

また、長期入院患者のうち一定数は、地域の精神保健医療体制の基盤を整備することによって、地域生活への移行が可能になります。令和5年度末の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）については、14人となっていますが、入院患者の現状や近年の地域移行の実績から勘案して基盤整備量を4人と設定し、障害福祉サービス等の見込み量を算定します。

#### 【参考：精神障がい者のサービス利用者数見込み】

種類	単位	第5期障がい福祉計画期間 (実績)			第6期障がい福祉計画期間 (見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
地域移行支援	実人数	0	2	2	2	3	4
地域定着支援	実人数	3	3	4	4	5	5
共同生活援助	実人数	5	6	11	11	12	13
自立生活援助	実人数	7	8	0	1	1	1

注) 令和2年度の実績は、年度途中までの実績を元に出した推計とする。

#### 【参考：第5期障がい福祉計画の目標達成状況】

	令和2年度末目標値	令和2年度末実績
協議の場の設置	設置	未設置

### (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

#### 国の指針

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに各市町村又は圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。



#### 本市の目標

常滑市障がい者総合支援協議会を活用し、年1回以上地域生活支援拠点等の運用状況を検証及び検討する。

#### 【目標値設定にあたっての考え方】

本市では、第5期障がい福祉計画にて市内の相談支援事業所やグループホーム等、既存の施設や事業所が連携した面的な体制を整備していくこととし、地域生活支援拠点等を1箇所確保しました。

本計画においては、地域生活支援拠点等の機能充実のために、毎年1回以上、「総合支援協議会」を活用し、運用状況の検証及び検討をしていきます。

#### 【参考:地域生活支援拠点等の整備状況】

- ①相談…基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制
- ②緊急時の受け入れ・対応…短期入所、居室確保支援事業（緊急一時的宿泊事業）
- ③体験の機会・場…短期入所、居室確保支援事業（体験宿泊支援事業）
- ④専門的人材の確保、養成…近隣市町と共同で研修の実施、研修会への職員派遣
- ⑤地域の体制づくり…総合支援協議会

#### 【参考:第5期障がい福祉計画の目標達成状況】

	令和2年度末目標値	令和2年度末実績
地域生活支援拠点等の整備	整備	整備

## (4) 福祉施設から一般就労への移行等

### 国の指針

- ①令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者を令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。(うち就労移行支援事業：1.30倍、就労継続支援A型：1.26倍、就労継続支援B型：1.23倍)
- ②令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- ③令和5年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。



### 本市の目標

- ①令和5年度中の一般就労への移行者数：12人  
うち就労移行：8人、就労継続A型：0人、就労継続B型：4人  
(参考) 令和元年度の一般就労移行者数：9人  
うち就労移行：6人、就労継続A型：0人、就労継続B型：3人
- ②一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者：7割
- ③就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合：7割以上

### 【目標値設定にあたっての考え方】

本市では、令和元年度の就労移行支援事業所等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）から一般就労移行者数は9人となっています。本計画においては、基本指針と本市の現状を踏まえ、以上のような成果目標を設定します。目標達成にあたっては、就労移行支援事業所や相談支援事業所、「知多地域障害者就業・生活支援センター ワーク※」、ハローワーク、商工会議所等との連携を図り、目標達成を目指します。

また、本市では「総合支援協議会」の「就労支援部会」にて、障がい者職場体験事業を実施しています。事業を引き続き実施するとともに、登録企業の増加に努め、民間企業に対して障がい者雇用についての理解を促し、雇用の拡充を図ります。

【参考:第5期障がい福祉計画の目標達成状況】

① 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行等

	令和2年度目標値	令和元年度実績
一般就労移行者数	15人	9人

② 就労移行支援の利用者数の増加

	令和2年度末目標値	令和元年度末実績
就労移行支援事業利用者数	13人	8人

③ 就労移行支援の事業所ごとの移行率

	令和2年度目標値	令和元年度実績
就労移行率3割以上事業所	50%	100%
(参考)事業所数		1事業所

④ 就労定着支援による職場定着率

	令和2年度目標値	令和元年度実績
職場定着率	80%以上	100%

(令和2年度実績の算出ができないため令和元年度実績の記載とした。)

## (5) 相談支援体制の充実・強化等【新規】

### 国の指針

令和5年度末までに、各市町村又は圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。



### 本市の目標

令和5年度末までに、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保する。

### 【目標値設定にあたっての考え方】

本市では、令和2年4月から社会福祉協議会にて基幹相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談支援を実施しています。また、本市では、「総合支援協議会」に「相談支援連絡会」を設置しており、相談支援体制や各相談機関に寄せられる地域の課題を協議しています。

本計画においては、引き続き、基幹相談支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援を実施していきます。さらに、基幹相談支援センターが中心となり、地域の相談支援事業者に対する指導・助言や人材育成などを行い、相談支援連絡会を活用しながら、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保することを目指します。

### 【参考：地域の相談支援体制の強化のための取り組み見込み】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数	5件	6件	7件
相談支援事業者の人材育成の支援件数	4件	4件	4件
相談支援連絡会開催回数 (相談機関との連携強化の取組の実施回数)	4回	4回	5回

## (6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新規】

### 国の指針

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うため、市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行うことが望ましい。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くするための取組や適切な運営を行っている事業所を確保することが必要となる。

そこで、これらの取組を通じて、令和5年度末までに、都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。



### 本市の目標

- ・ 障害福祉サービス等に係る研修へ職員が積極的に参加する。
- ・ 令和5年度までに、障害者自立支援審査支払等システムの審査結果について、事業所と共有する体制を構築し、研修会等を実施する。

### 【目標値設定にあたっての考え方】

障害者総合支援法の具体的内容の理解を促進するために、愛知県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修へ職員が積極的に参加します。平成30年度は延べ14人、令和元年度は延べ9人の職員が研修等に参加しました。本計画では、毎年延べ15人以上の職員が研修等へ参加することを目標とします。

また、各事業所からの障害福祉サービスの請求過誤を減らすために、令和5年度までに障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果について、事業所と共有する体制を構築し、事業所への研修会等を実施していきます。

令和3・4年度…情報収集、体制構築に向けた準備。

令和5年度…体制構築、第1回開催。

# 第4章 障害福祉サービスに関する 各サービスの見込み量及び方策

成果目標及びこれまでの実績等を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの3か年における障害福祉サービスの見込み量を定めて本市におけるサービス提供体制の計画的な整備を図ります。

## 1 訪問系サービス

### 【訪問系サービスの種類】

種類	サービス概要
居宅介護	居宅介護の支給が必要と判断された障がいのある人の家庭にヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、調理・洗濯・掃除等の家事援助を行うものです。 市内事業所：あかり、ヘルパーステーション KOP 常滑
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、ヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護を行うものです。 市内事業所：あかり、ヘルパーステーション KOP 常滑
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難をお持ちの方に移動の援護、代筆や代読を含む視覚的情報の支援、排せつや食事等の介護、その他外出する際に必要となる援助を行うものです。 市内事業所：なし
行動援護	知的障がい、精神障がいによって行動上著しい困難があり、常時介護を要する障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、行動する際に生じうる危険を回避するための支援や外出時における移動中の介護を行うものです。 市内事業所：なし
重度障害者等包括支援	意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がいのある人に対して居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うものです。 市内事業所：なし

■訪問系サービス

【見込み量等の考え方】		【確保の方策】					
<p>訪問系サービスは、居宅介護の利用が多くなっています。同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の利用はありません。</p> <p>近年のサービス利用状況を踏まえて見込み量を算出しています。</p>		<p>居宅介護については、今後もニーズが高まることを見込まれるため、事業所等と連携し、必要なサービスの提供の確保に努めます。</p> <p>同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の利用はありませんが、アンケートによると今後の利用ニーズがあることが分かります。各サービスについて、市外の事業所と連携を図ります。</p>					
種類	単位	第5期障がい福祉計画期間 (実績)			第6期障がい福祉計画期間 (見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
居宅介護	人/月	42.9	43.7	47	50	52	55
	時間/月	577.2	728.3	690	725	754	798
重度訪問介護	人/月	0	0.5	0.7	1	1	1
	時間/月	0	17.3	30	50	50	50
同行援護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
行動援護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
合計	人/月	42.9	44.2	47.7	51	53	56
	時間/月	577.2	745.6	720	775	804	848

注) 令和2年度の実績は、年度途中までの実績を元に出した推計とする。

## 2 日中活動系サービス

### 【日中活動系サービスの種類】

種類	サービス概要
生活介護	<p>常時介護が必要な障がいのある人を対象に、昼間に、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するものです。</p> <p>市内事業所：デイセンターおおそ</p>
自立訓練 (機能訓練) (生活訓練)	<p>機能訓練は、支援が必要な身体障がいのある人を対象に、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うものです。</p> <p>生活訓練は、支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うものです。</p> <p>市内事業所：なし</p>
就労移行支援	<p>一般企業への就労を希望し、知識、能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うものです。</p> <p>市内事業所：ルーチェ</p>
就労継続支援 (A型)	<p>就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって、雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うものです。</p> <p>市内事業所：なし</p>
就労継続支援 (B型)	<p>年齢や体力の面で雇用されることや就労移行支援及び就労継続支援A型を利用することが困難な人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などに一定の賃金水準に基づく就労の場を提供するとともに雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うものです。</p> <p>市内事業所：ワークセンターかじま、ドリームハウス、ハピネスト、マーレ、陽だまりのにじ</p>
就労定着支援	<p>就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した障がいのある人に、相談を通じて就業に伴う生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行うものです。</p> <p>市内事業所：ルーチェ</p>
療養介護	<p>医療と常時の介護を必要とする人に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の世話をを行うものです。</p> <p>市内事業所：なし</p>
福祉型短期入所	<p>居宅で介助（介護）する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うものです。</p> <p>市内事業所：wasshoi（福祉型）</p>
医療型短期入所	

■日中活動系サービス

【見込み量等の考え方】		【確保の方策】					
<p>日中活動系サービスは、生活介護、就労継続B型、短期入所の利用が特に多くなっています。</p> <p>近年のサービス利用状況を踏まえて見込み量を算出しています。</p> <p>就労定着支援については、設定した成果目標を達成できるよう見込み量を算出しています。</p>		<p>生活介護、就労継続B型、短期入所については、引き続きニーズが高いことが見込まれます。各サービスについて、適切に提供できるように必要なサービスの提供に努めます。</p> <p>アンケートによると、就労移行支援、就労定着支援は現在の利用状況は低いものの、利用の希望は高く、利用ニーズが高まっています。関係事業所と連携し、提供体制の確保を図ります。</p>					
種類	単位	第5期障がい福祉計画期間 (実績)			第6期障がい福祉計画期間 (見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
生活介護	人/月	79.7	87.7	87	88	89	90
	日/月	1,508.1	1,660.7	1,694	1,716	1,735	1,755
自立訓練 (機能訓練)	人/月	1	3	1	1	1	2
	日/月	6.3	4.3	2	3	3	6
自立訓練 (生活訓練)	人/月	5.8	3.6	3	4	4	4
	日/月	65.3	39.3	22	40	40	40
就労移行支援	人/月	9.8	9	8	9	9	10
	日/月	150.8	135.1	110	135	135	150
就労継続支援 (A型)	人/月	2.2	3.1	4	5	6	6
	日/月	39.9	59.4	68	84	102	102
就労継続支援 (B型)	人/月	121.5	123	126	129	132	135
	日/月	2,079.5	2,072.5	2,245	2,257	2,310	2,363
就労定着支援	人/月	1.8	5	5	6	7	8
療養介護	人/月	4.3	5	5	5	5	5
福祉型短期入所	人/月	12.3	11.6	10	11	12	13
	日/月	71	82.1	75	77	84	91
医療型短期入所	人/月	0.1	0	0	0	1	1
	日/月	0.2	0	0	0	6	6

注) 令和2年度の実績は、年度途中までの実績を元に出した推計とする。

### 3 居住系サービス

#### 【居住系サービスの種類】

種類	サービス概要
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人で1人暮らしを希望する人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。 市内事業所：なし
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を営む住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うものです。 実施施設数（令和2年9月末）：市内7か所、市外23か所
施設入所支援	施設に入所する人を対象に、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護などを行うものです。 実施施設数（令和2年9月末）：市外10か所

#### ■居住系サービス

【見込み量等の考え方】		【確保の方策】					
<p>居住系サービスは、グループホームで利用者が増加しています。近年のサービスの伸びを踏まえて見込み量を算出しています。</p> <p>自立生活援助には、施設入所支援の利用者の削減数等を踏まえて見込み量を算出しています。</p> <p>施設入所については、設定した成果目標を達成できるよう見込み量を算出しています。</p>		<p>グループホームは、年々利用者が増加しており、利用ニーズも高いため、事業所等と連携し、今後の整備に向けて参入を働きかけます。</p> <p>自立生活援助については、事業を実施できる事業所の確保に努めます。</p> <p>施設入所支援については、地域移行への支援を進めつつ、施設入所の必要がある人については、本人の意向や生活状況等を十分に聴きとり、適切な支援ができるサービスにつなぎます。</p>					
種類	単位	第5期障がい福祉計画期間 (実績)			第6期障がい福祉計画期間 (見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自立生活援助	人/月	7	7.7	0	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	48	50.9	58	60	62	64
施設入所支援	人/月	21.6	20.6	20	20	20	19

注) 令和2年度の実績は、年度途中までの実績を元に出した推計とする。

## 4 相談支援

### 【相談支援の種類】

種類	サービス概要
計画相談支援	サービス等利用計画を作成し、サービスの利用調整やモニタリング*などを行うものです。 市内事業所：とこなめ障がい者相談支援センター、ちよがおか相談支援事業所
地域移行支援	入院中の精神障がい者や、福祉施設入所者に対し、住居の確保や福祉サービス体験利用等の外出に同行支援を行い、地域における生活に移行するための支援や相談を行うものです。 市内事業所：とこなめ障がい者相談支援センター
地域定着支援	単身で生活する障がい者や同居している家族の支援を受けられない障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態において相談支援を行うものです。 市内事業所：とこなめ障がい者相談支援センター

### ■相談支援の見込み量

【見込み量等の考え方】		【確保の方策】					
<p>計画相談支援は障害福祉サービス利用者すべてを対象としています。</p> <p>地域移行支援、地域定着支援については、実績は少ないですが、設定した地域生活移行者の成果目標を達成できるよう見込み量を算出しています。</p>		<p>計画相談支援については、利用者本位のケアマネジメント*を行い、障害福祉サービスが適切に提供されるよう、相談支援事業者等と連携して提供体制を確保します。また、発達障がいや強度行動障がい、高次脳機能障がいの人等への専門的な支援の充実を図ります。</p> <p>地域移行支援、地域定着支援については、障がいのある人の地域生活への移行を進められるよう、関係者間での協議等も進めながら事業の拡充を図ります。</p>					
種類	単位	第5期障がい福祉計画期間 (実績)			第6期障がい福祉計画期間 (見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画相談支援	人/月	61.3	75	75	80	85	90
地域移行支援	人/月	0.7	0.3	1	1	2	2
地域定着支援	人/月	1.8	1.6	4	4	5	6

注) 令和2年度の実績は、年度途中までの実績を元に出した推計とする。

# 第5章 地域生活支援事業に関する 見込み量及び方策

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立して生活できるよう、地域の特性や障がいの特性等にあわせて実施する事業です。

## 1 必須事業

### (1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人に対する理解を促進するために研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共に暮らすことができる社会の実現を図るものです。

#### ■理解促進研修・啓発事業

【見込み量等の考え方】		【確保の方策】					
ヘルプカードやヘルプマークの作成・配付等を実施しています。 広報やパンフレット、各活動行事等を通じ、障がいのある人への理解促進を図ります。		広報やパンフレット、各活動行事等を通じた啓発を引き続き行うとともに、総合支援協議会等で障がいのある人に対しての理解促進について、効果的な事業を協議します。					
種類	単位	第5期障がい福祉計画期間 (実績)			第6期障がい福祉計画期間 (見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
理解促進研修 ・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
ヘルプカード	配布 人数	146	91	120	135	150	165
ヘルプマーク	配布 人数	197	178	239	260	281	302

注) 令和2年度の実績は、年度途中までの実績を元に出した推計とする。



ヘルプマーク



## (2) 自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共に暮らすことができる社会の実現を図るものです。

### ■自発的活動支援事業

【見込み量等の考え方】		【確保の方策】					
障がい者スポーツの体験事業などを実施しています。 障がいのある人の当事者団体やその他のボランティアについても活動支援を行います。		社会福祉協議会と連携し、地域における障がいのある人の仲間づくり事業や余暇活動を推進します。また、ボランティアなどの市民活動と連携した支援を行います。					
種類	単位	第5期障がい福祉計画期間 (実績)			第6期障がい福祉計画期間 (見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	無	有	有	有	有

(令和元年度はコロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止したもの)

## (3) 相談支援事業

### 【相談支援事業の種類】

種類	サービス概要
一般相談	障がいのある人が抱える問題について、本人、保護者、介護する方からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うものです。社会福祉協議会に委託し、全障がいに対応した相談を実施しています。
基幹相談支援センター設置	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、生活や就職、障害福祉サービスの利用に関してなど、障がいのある人の日常生活での各種相談について、情報提供や助言、関係機関の紹介等の支援を行うものです。
基幹相談支援センター等機能強化事業	一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力(精神保健福祉士、保健師等)を有する専門的職員を配置し、相談機能の強化を図るものです。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのある人の地域生活を支援するものです。

## ■相談支援事業

【見込み量等の考え方】		【確保の方策】					
相談支援事業の利用は、一般相談で件数が大きく増加しています。 近年の利用の伸びを踏まえて、見込み量を算出しています。		一般相談、基幹相談支援センターについては、引き続き社会福祉協議会に委託して事業を実施します。 住宅入居等支援事業については、総合支援協議会等で事業の実施について検討します。					
種類	単位	第5期障がい福祉計画期間 (実績)			第6期障がい福祉計画期間 (見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
一般相談	延べ 件数	4,764	5,493	4,980	5,560	5,845	6,125
	実施箇 所数	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援 センター設置	実施の 有無	無	無	有	有	有	有
基幹相談支援 センター等機能 強化事業	実施の 有無	無	無	有	有	有	有
住宅入居等 支援事業	実施の 有無	無	無	無	無	無	無

注) 令和2年度の実績は、年度途中までの実績を元に出した推計とする。

## (4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度とは障がい等により、判断能力が十分でない人が不利益を被らないように保護し支援するため、後見人が財産の管理や身上監護を行うことができる制度です。

成年後見制度利用支援事業は、「特定非営利活動法人知多地域成年後見センター」(以下『成年後見センター』という。)に委託し、①成年後見制度に関する利用相談及び情報提供、②後見開始の審判申立及び審判の取消、申立の手続き支援、③市長からの審判申立に必要な調査及び書類準備、④成年後見人等の事務を実施しています。

また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき「成年後見制度利用促進計画」を知多半島内5市5町及び成年後見センターと策定しました。

■成年後見制度利用支援事業

【見込み量等の考え方】		【確保の方策】					
成年後見センターに委託して実施しています。		成年後見制度利用支援事業については、引き続き成年後見センターに委託して実施します。また、引き続き判断能力が不十分な人等を支援できるよう、事業の内容について障がいのある人やその家族等に周知を図ります。					
種類	単位	第5期障がい福祉計画期間 (実績)			第6期障がい福祉計画期間 (見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
成年後見制度 利用支援事業	後見人等 受任者数	16	19	21	23	25	27

注) 令和2年度の実績は、年度途中までの実績を元に出した推計とする。

## (5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援します。

■成年後見制度法人後見支援事業

【見込み量等の考え方】		【確保の方策】					
成年後見センターに委託して実施しています。		引き続き成年後見センターと連携し、法人後見実施のための研修などを行います。					
種類	単位	第5期障がい福祉計画期間 (実績)			第6期障がい福祉計画期間 (見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の 有無	有	有	有	有	有	有

## (6) 意思疎通支援事業

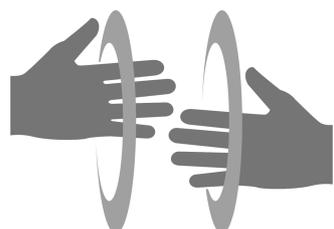
### 【意思疎通支援事業の種類】

種類	サービス概要
手話通訳者設置事業	手話通訳者を福祉課窓口配置し、聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのある人の各種手続き等の利便性の向上を図るものです。
手話通訳者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのある人が、公共機関や医療機関、会議や催事等において、円滑な社会参加及びコミュニケーションを実施できるよう、手話通訳者を派遣するものです。
要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのある人が、会議や催事等において、円滑な社会参加及びコミュニケーションを実施できるよう、話されている内容の要点をまとめて、紙に書いたり、パソコンで打ち出したりする要約筆記者を派遣するものです。

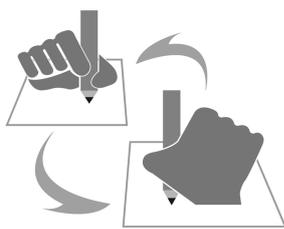
### ■意思疎通支援事業

【見込み量等の考え方】		【確保の方策】					
意思疎通支援事業の各事業の利用状況は、増加傾向にあります。近年の利用実績を踏まえ、見込み量を算出しています。		手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業については、引き続き「愛知県聴覚障害者協会」に委託して事業を実施します。					
種類	単位	第5期障がい福祉計画期間 (実績)			第6期障がい福祉計画期間 (見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話通訳者設置 事業	設置者 数	1	1	1	1	1	1
	延べ 回数	32	44	60	70	75	80
手話通訳者派遣 事業	延べ 回数	25	44	36	40	40	40
要約筆記者派遣 事業	延べ 回数	1	4	6	8	10	12

注) 令和2年度の実績は、年度途中までの実績を元に出した推計とする。



手話マーク



筆談マーク

## (7) 日常生活用具給付事業

障がいのある人や障がいのある児童の日常生活の便宜を図るため、用具の給付を行うものです。

### ■日常生活用具給付事業

【見込み量等の考え方】		【確保の方策】					
日常生活用具給付事業は、排せつ管理支援用具の利用が特に多くなっています。 近年の利用実績を踏まえ、見込み量を算出しています。		障がいのある人が安定して日常生活を送ることができるよう、それぞれの障がいの特性に合った用具の購入を助成します。					
種類	単位	第5期障がい福祉計画期間 (実績)			第6期障がい福祉計画期間 (見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護・訓練 支援用具	延べ 件数	0	6	3	4	5	6
自立生活 支援用具	延べ 件数	2	6	5	5	6	7
在宅療養等 支援用具	延べ 件数	12	9	10	11	13	15
情報・意思疎通 支援用具	延べ 件数	10	2	4	5	7	10
排せつ管理 支援用具	延べ 件数	576	585	624	636	648	660
住宅改修	延べ 件数	4	0	1	1	2	2
合計	延べ 件数	604	608	647	662	681	700

注) 令和2年度の実績は、年度途中までの実績を元に出した推計とする。

## (8) 手話奉仕員養成研修事業

社会福祉協議会に委託し、手話奉仕員養成研修を実施しています。

### ■手話奉仕員養成研修事業

【見込み量等の考え方】		【確保の方策】					
近年の利用実績を踏まえ、見込み量を算出しています。		障がいのある人の意思疎通について支援できるように、研修を引き続き実施します。 市民に事業について周知し、講座等への参加を働きかけ人材の確保・育成に努めます。					
種類	単位	第5期障がい福祉計画期間 (実績)			第6期障がい福祉計画期間 (見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話奉仕員 養成研修事業 (入門編)	修了者数	21	-	16	-	20	-
手話奉仕員 養成研修事業 (基礎編)	修了者数	-	16	-	15	-	15

注) 令和2年度の実績は、年度途中までの実績を元に出した推計とする。

## (9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な方に、円滑に外出することができるよう外出支援を行うものです。

### ■移動支援事業

【見込み量等の考え方】		【確保の方策】					
近年の利用実績を踏まえ、見込み量を算出しています。		障がいのある人のニーズを踏まえ、引き続き提供体制の確保に努めます。					
種類	単位	第5期障がい福祉計画期間 (実績)			第6期障がい福祉計画期間 (見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
移動支援事業	実利用 人数	63	61	46	54	56	57
	利用 時間数	2,767	2,616	1,984	2,352	2,400	2,448

注) 令和2年度の実績は、年度途中までの実績を元に出した推計とする。

## (10) 地域活動支援センター事業

障がいのある人の地域生活支援の促進を図るため、仲間同士の交流、創作的活動、生活のための訓練などを行うものです。

市内の「とこなめ地域活動支援センター」及び武豊町の「ひろばわっぱる」に委託し、事業を実施しています。

### ■地域活動支援センター事業

【見込み量等の考え方】		【確保の方策】					
近年の利用実績を踏まえ、見込み量を算出しています。		引き続き、「とこなめ地域活動支援センター」及び「ひろばわっぱる」で事業を実施します。					
種類	単位	第5期障がい福祉計画期間 (実績)			第6期障がい福祉計画期間 (見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
地域活動支援 センター事業	箇所	2	2	2	2	2	2
	延べ 人数	2,927	2,740	1,973	2,436	2,424	2,411

注) 令和2年度の実績は、年度途中までの実績を元に出した推計とする。

## 2 任意事業

任意事業は、市町村の判断で実施することができる事業です。本市では以下の事業を実施します。

### 【任意事業の種類】

種類		サービス概要
訪問入浴サービス事業		重度の身体障がい者の生活を支援するため、訪問により自宅での入浴サービスを提供するものです。
更生訓練費給付事業		社会復帰の促進を図ることを目的に、就労移行支援事業等を利用している方に更生訓練費を支給するものです。
知的障害者職親委託制度		知的障がい者を事業経営者等の私人（職親）に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行い、雇用の促進と職場における定着性を高め、福祉の向上を図るものです。
日中一時支援事業		日中、障がいのある人や障がいのある児童に活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的な訓練などを行うものです。
生活サポート事業		介護給付支給決定の対象者以外で、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれのある方に対し、ヘルパーを派遣し必要な支援を行うものです。
居室確保支援事業	緊急一時的宿泊事業	在宅での生活が困難となった障がい者へ緊急一時的に宿泊施設を提供するものです。
	体験宿泊支援事業	地域での一人暮らしに向けた体験宿泊の場所を提供するものです。
社会参加促進事業	自動車運転免許取得助成事業	身体障害者手帳の交付を受けた人が、自動車運転免許を取得する場合に取得に要する経費の3分の2以内の額（10万円を限度とする）を助成するものです。
	自動車改造助成事業	身体障害者手帳の交付を受けた人が、自ら所有し運転する自動車のハンドル、アクセル、ブレーキ等を改造する場合について、改造に要する経費として、1件あたり10万円を限度として助成するものです。

■任意事業

【見込み量等の考え方】		【確保の方策】					
各事業について、近年の利用実績を踏まえ、見込み量を算出しています。		各事業のニーズを踏まえ、引き続きサービスの提供体制の確保や、各事業の周知を努めます。					
種類	単位	第5期障がい福祉計画期間 (実績)			第6期障がい福祉計画期間 (見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
訪問入浴サービス事業	延べ回数	351	308	234	300	305	310
更生訓練費給付事業	延べ人数	78	90	76	80	85	90
知的障害者職親委託制度	延べ人数	1	1	1	1	1	1
日中一時支援事業	延べ回数	1,865	1,251	571	595	619	643
生活サポート事業	延べ人数	0	0	0	0	0	0
居室確保支援事業							
緊急一時的宿泊事業	件数	0	0	1	1	1	1
体験宿泊支援事業	件数	0	0	0	1	1	1
社会参加促進事業							
自動車運転免許取得助成事業	件数	1	0	0	1	1	1
自動車改造助成事業	件数	1	5	1	2	2	2

注) 令和2年度の実績は、年度途中までの実績を元に出した推計とする。

# 第6章 障がい児福祉計画の成果目標

## 1 成果目標について

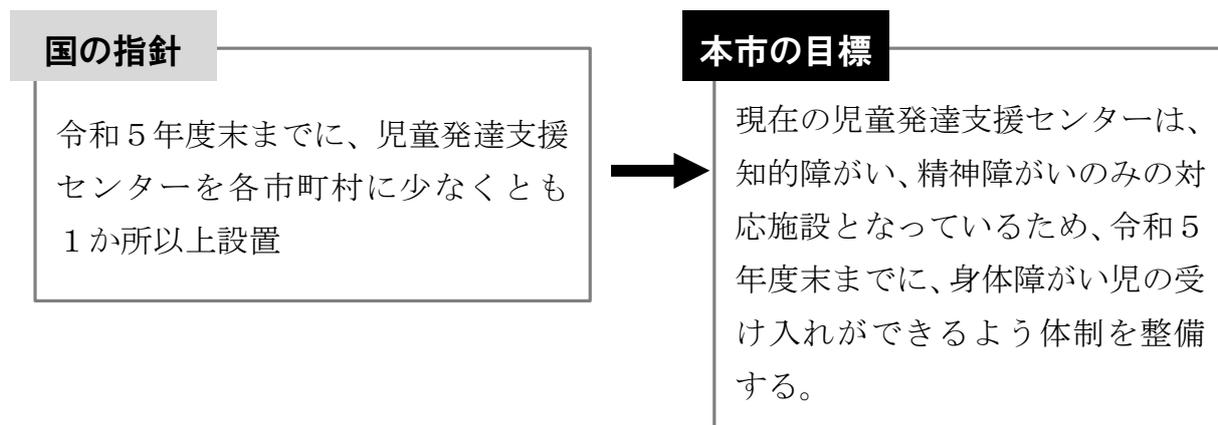
本項目では、児童福祉法により策定が義務付けられている「障がい児福祉計画」について、国の基本指針に即して、成果目標を設定します。

## 2 成果目標の設定

基本指針における障害児通所支援等の提供体制確保に係る目標に基づき、本計画における成果目標について以下のように設定します。

### (1) 障がい児支援の提供体制の整備等

#### ① 児童発達支援センターの体制整備

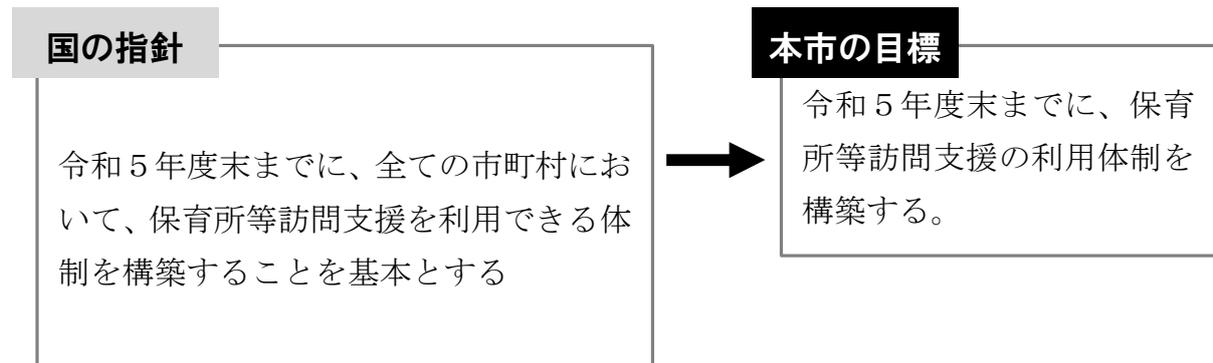


児童発達支援センターについて、本市ではすでに1か所設置していますが、身体に障がいのある児童の受け入れ体制が整っていないため、受け入れ可能な体制を整備し、サービスの充実を図ります。

#### 【参考：第1期障がい児福祉計画の目標達成状況】

	令和2年度末目標値	令和2年度実績
児童発達支援センターの設置	1か所以上	1か所

## ② 保育所等訪問支援事業の利用体制構築

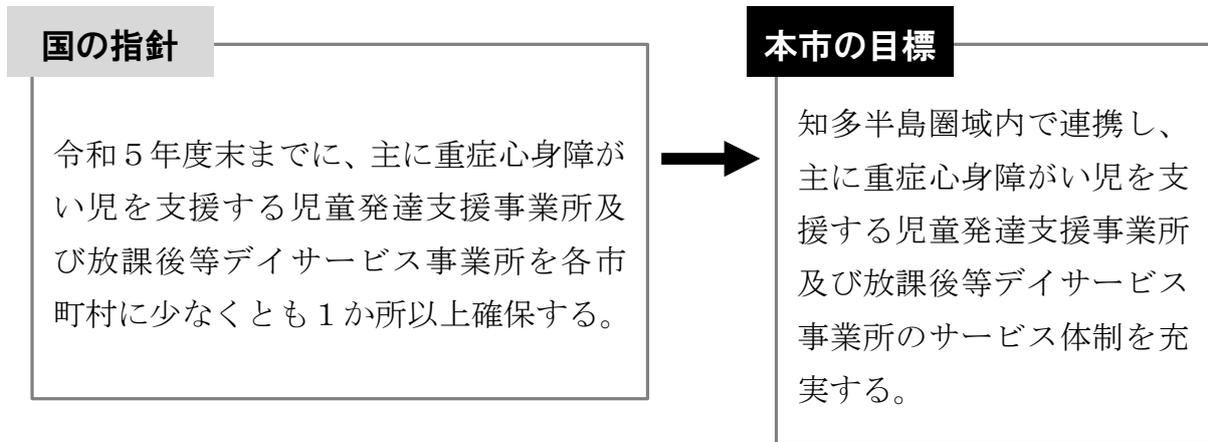


障がいのある児童の地域社会への参加、包容を推進するため、保育園や幼稚園、こども園へ訪問し、集団生活への適応について専門的な支援を行う、保育所等訪問支援事業の実施について、民間事業者への参入を促し、利用体制を構築します。

### 【参考: 第1期障がい児福祉計画の目標達成状況】

	令和2年度末目標値	令和2年度実績
保育所等訪問支援の利用体制の構築	構築	未構築

## (2) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保



重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については、市独自での整備が困難であるため、民間事業所による参入を進めるとともに、知多半島圏域内で連携し、サービス体制の充実に努めます。

### 【参考：第1期障がい児福祉計画の目標達成状況】

	令和2年度末目標値	令和2年度実績
重症心身障がい児を支援する事業所の確保(知多障がい保健福祉圏域内)	確保	確保

### (3) 医療的ケア児<sup>※</sup>支援のための関係機関の協議の場の設置

#### 国の指針

令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。



#### 本市の目標

令和5年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を、引き続き知多半島圏域内で確保する。

保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等の連携については、知多半島圏域内ですでに実施されています。

現在の協議の場の確保を続けるとともに、今後の在り方について総合支援協議会で検討を行います。

なお、本市では既にコーディネーターを3名配置済みであり、引き続き配置します。

#### 【参考：第1期障がい児福祉計画の目標達成状況】

	令和2年度末目標値	令和2年度実績
協議の場の設置(圏域内)	設置	設置

# 第7章 障害児通所支援等の 見込み量及び方策

障がい児を支援するためのサービスである障害児通所支援と、障害児通所支援を利用するために必要な障害児相談支援についての見込み量等を、次のように設定します。

## 1 障害児通所支援

種類	サービス概要
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うものです。 市内事業所：児童発達支援センターちよがおか 児童発達支援事業所ところ園
放課後等デイサービス	授業の終了後又は学校休業日に、施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行うものです。 市内事業所：野花、野っこ、心風、北風と太陽とこなめ、くすのきハウス、あおい常滑
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援その他必要な支援を行うものです。 市内事業所：なし
医療型児童発達支援	上肢・下肢又は体幹などに障がいのある児童に対して、児童発達支援及び治療を行うものです。 市内事業所：なし
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等で障がい児通所支援を利用することが困難な障がいのある児童に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。 市内事業所：なし

【見込み量等の考え方】		【確保の方策】					
<p>児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用は、増加傾向となっています。また、保育所等訪問支援は、市内事業所がないため利用実績がありません。それぞれ、近年の利用実績を踏まえ、見込み量を算出しています。</p>		<p>児童発達支援及び放課後等デイサービスについてはニーズが高いため、引き続き事業所と連携して提供を図ります。また、放課後等デイサービスについて総合支援協議会で情報交換することにより、各事業所の質の向上に努めるとともに、児童の状況に応じた適切な支給量を提供できるようにしていきます。</p> <p>現在、本市で実施できていない事業については、近隣自治体と連携して提供体制の確保に努めます。</p>					
種類	単位	第1期障がい児福祉計画期間 (実績)			第2期障がい児福祉計画期間 (見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童発達支援	人/月	57	49	68	70	70	70
	日/月	799	666	822	830	830	830
放課後等デイサービス	人/月	125	122	130	130	130	130
	日/月	1,107	1,158	1,317	1,320	1,320	1,320
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0	0	10	10
	日/月	0	0	0	0	20	20
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	2	2
	日/月	0	0	0	0	10	10
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	日/月	0	0	0	0	0	0

注) 令和2年度の実績は、年度途中までの実績を元に出した推計とする。

## 2 障害児相談支援

種類	サービス概要
障害児相談支援	<p>障がいのある児童が障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス等）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。</p> <p>市内事業所：ちよがおか相談支援事業所、とこなめ障がい者相談支援センター</p>

【見込み量等の考え方】		【確保の方策】					
障害児相談支援の利用は、増加傾向となっており、近年の利用実績を踏まえ、見込み量を算出しています。		利用実績を踏まえ、サービスの提供体制を維持・強化するとともに、相談支援に対する人材のスキルアップを促します。					
種類	単位	第1期障がい児福祉計画期間 (実績)			第2期障がい児福祉計画期間 (見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障害児相談支援	人/月	25	24	32	30	30	30

注) 令和2年度の実績は、年度途中までの実績を元に出した推計とする。

### 3 医療的ケア児に対するコーディネーター

種類	サービス概要
医療的ケア児に対するコーディネーター	関係機関等が連携を図るための協議の場に参画し、地域の課題整理や地域資源の開発等を行いながら地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターを養成・配置します。

【見込み量等の考え方】		【確保の方策】					
<p>本計画の成果目標で、令和5年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを定めていますが、本市の医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、提供につなげる必要があります。</p> <p>そのため、協議の場に参画し地域の課題整理や地域資源の開発等を行いながら地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターについて、提供を見込みます。</p>		<p>相談支援専門員、保健師、訪問看護師等、コーディネーターになりうる人材を確保するため、養成研修のための体制の整備を図り、コーディネーター登録を促進します。</p>					
種類	単位	第1期障がい児福祉計画期間 (実績)			第2期障がい児福祉計画期間 (見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
配置人数	人	1	2	3	4	5	6

注) 令和2年度の実績は、年度途中までの実績を元に出した推計とする。

## 4 子ども・子育て支援等

種類	サービス概要
子ども・子育て支援等	保育園や認定こども園、放課後児童健全育成事業（児童育成クラブ）等の子ども・子育て支援事業を障がいのある児童が、子ども・家庭の状況に応じて利用できるよう受け入れ体制の整備に努めます。

【見込み量等の考え方】		【確保の方策】					
種類毎に近年の利用状況を踏まえ見込み量を算出しております。		それぞれの子どもが適切な療育とサービスを選択できるよう、情報提供に努めるとともに、子ども・子育て支援等における必要な人員確保と職員研修機会の確保に努め、受け入れ体制の強化を図ります。					
種類	単位	第1期障がい児福祉計画期間 (実績)			第2期障がい児福祉計画期間 (見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
保育園	人	79	97	74	85	85	85
認定こども園	人	48	51	49	50	50	50
児童育成クラブ	人	71	79	90	80	80	80

注) 令和2年度の実績は、年度途中までの実績を元に出した推計とする。

## 5 障がい児の保護者への支援【新規】

種類	サービス概要
ペアレントトレーニング	環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学ぶことで、保護者の心理的なストレスを改善し、子どもの適切な行動の促進・不適切な行動の改善を目指すものです。
ペアレントプログラム	保護者が子どもの行動を観察、分析して客観的な理解につなげる方法や関わり方を学ぶプログラムです。
ペアレントメンター	発達が気になる子どもを育てた経験を持つ親が、その経験を活かし、同じ親の立場で相談や助言をします。
ピアサポート活動	障がい者や障がい児の保護者が、他の障がいのある人や保護者の相談相手となり、同じ仲間として交流したり、自らの体験に基づいた共感的サポートを行います。

【見込み量等の考え方】		【確保の方策】					
本市の計画において位置付けをしていなかった支援について、実施状況及び発達障がい児の数を勘案し、量の見込を算出しています。		市内の事業所及び近隣自治体の情報を収集するとともに講習会を実施し、支援体制を構築していきます。					
種類	単位	第1期障がい児福祉計画期間 (実績)			第2期障がい児福祉計画期間 (見込み)		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
ペアレントトレーニング受講者数	人				0	60	60
ペアレントプログラム受講者数	人				0	60	60
ペアレントメンター人数	人				0	2	2
ピアサポート活動参加人数	人				0	3	3

# 第8章 計画の推進に向けて

---

本計画の推進にあたり、SDGs (Sustainable Development Goals) の基本理念である「誰ひとり取り残さない」という視点のもと、障がい福祉施策に取り組んでいきます。

## 1 計画の推進体制

総合支援協議会を核として、サービス提供事業者、関係機関、団体等との連携のもと、計画の具体化に向けた協議を行い、計画の推進に努めます。

## 2 障害福祉サービス等や計画に関する情報の提供

必要とする障害福祉サービス等を誰もが適切に利用できるよう、サービス内容や利用手続き等について市広報やホームページなどにより情報提供に努めるとともに、計画の周知を図ります。

## 3 障がい児者に対する理解と啓発

障がいについての正しい知識の普及・啓発に努め、障がい児者に対する理解の促進を図るとともに、共に暮らすことができる社会の実現を目指していきます。

## 4 計画量に応じた財源の確保

計画の実効性を担保する観点から、計画量に応じた財源の確保に努めます。

## 5 計画の進行管理と評価

年度ごとに計画の達成状況を点検・把握し、評価を行うとともに、評価結果については総合支援協議会に対し報告を行い、意見等を求め、変更や見直し等必要な対策を講じることで、計画を推進していきます。

# 資料編

## 1 常滑市障がい福祉計画等策定委員会

### ■常滑市障がい福祉計画等策定委員会委員名簿

※敬称略

No.	役職	氏名	所属
1	会長	竹内 秀隆	医師団代表
2	副会長	山下 圭一	社会福祉協議会事務局長
3	委員	伊藤 眞介	医師団代表
4	委員	八十川竜洋	歯科医師会代表
5	委員	小島 圭祐	薬剤師会代表
6	委員	磯部 栄	民生児童委員連絡協議会会長
7	委員	鈴木 俊道	社会福祉協議会会長
8	委員	伊藤 博美	知多保健所健康支援課
9	委員	江端 元男	市身体障がい者相談員・市身体障がい者福祉協会会長
10	委員	肥田夕美子	市知的障がい者相談員
11	委員	今井 友乃	NPO法人「知多地域成年後見センター」事務局長
12	委員	濱田 和枝	NPO法人「あかり」代表
13	委員	牧野 謙雄	手をつなぐ親の会会長
14	委員	岩川 秀子	精神保健福祉ボランティア集いの場「ひまわり」「和」代表
15	委員	高山 京子	社会福祉法人「あゆみの会」理事長
16	委員	原 和幸	教育委員会事務局学校教育課
計			16名

任期 令和2年4月1日～令和3年3月31日

### ■事務局

1	常滑市福祉部福祉課	障がいチーム事務職
2	常滑市福祉部こども課	子育て支援チーム事務職

## 2 常滑市障がい福祉計画等策定委員会作業部会

### ■常滑市障がい福祉計画等策定委員会作業部会委員名簿

※敬称略

No.	役職	氏名	所属
1	部会長	田島 雅子	とこなめ障がい者相談支援センター
2	委員	伊藤 博美	知多保健所健康支援課
3	委員	盛田 和正	市身体障がい者相談員
4	委員	肥田夕美子	市知的障がい者相談員
5	委員	牧野 謙雄	手をつなぐ親の会
6	委員	岩川 秀子	精神保健福祉ボランティア「ひまわり」「和」代表
7	委員	榊原久美子	デイセンターおおそ
8	委員	桜庭 幸恵	ワークセンターかじま
9	委員	加藤 智子	社会福祉法人あゆみの会
10	委員	伊井美智子	ハピネスト
11	委員	眞栄田聡代	一般社団法人ソフィーチェ
12	委員	小河 直美	NPO法人あかり
13	委員	橘 紀代子	陽だまりののにじ
14	委員	早川 修平	wasshoi
15	副部会長	大高 健	児童発達支援センターちよがおか、ちよがおか相談支援事業所
16	委員	徳田 絵美	NPO法人とこっ子、野花
17	委員	長谷川 佑	とこころ園
18	委員	澤田湖澄茂	野っこ
19	委員	徳田 光	心凧
20	委員	栗虫 裕美	北風と太陽とこなめ
21	委員	伴野 妙子	くすのきハウス常滑
22	委員	今村 智美	あおい常滑
23	委員	神野 早香	とこなめ障がい者相談支援センター
24	委員	榊原 康人	半田特別支援学校
25	委員	原 和幸	常滑市教育委員会学校教育課
26	委員	新美奈津美	常滑市福祉部健康推進課

### ■事務局

1	常滑市福祉部福祉課	障がいチーム事務職
2	常滑市福祉部こども課	子育て支援チーム事務職

### 3 計画策定の経過

時 期	内 容
令和2年5月11日～ 5月20日	第1回常滑市障がい福祉計画等策定委員会作業部会 ①作業部会長の選出 ②アンケートについて
令和2年6月1日～ 6月26日	アンケート調査実施
令和2年7月30日～ 8月11日	第2回常滑市障がい福祉計画等策定委員会作業部会 ①アンケート集計結果について ②第5期常滑市障がい福祉計画・第1期常滑市障がい児福祉計画の実績について
令和2年8月21日～ 9月4日	第1回常滑市障がい福祉計画等策定委員会 ①策定委員会・作業部会の設置について ②アンケート・アンケート集計結果について ③第5期常滑市障がい福祉計画・第1期常滑市障がい児福祉計画の実績について
令和2年11月4日～ 11月16日	第3回常滑市障がい福祉計画等策定委員会作業部会 ①第6期常滑市障がい福祉計画・第2期常滑市障がい児福祉計画（素案）について
令和2年11月26日～ 12月9日	第2回常滑市障がい福祉計画等策定委員会 ①第6期常滑市障がい福祉計画・第2期常滑市障がい児福祉計画（素案）について
令和3年1月26日～ 2月24日	パブリックコメントの実施
令和3年2月26日	第4回常滑市障がい福祉計画等策定委員会作業部会 ①第6期常滑市障がい福祉計画・第2期常滑市障がい児福祉計画（最終案）について
令和3年3月11日	第3回常滑市障がい福祉計画等策定委員会 ①第6期常滑市障がい福祉計画・第2期常滑市障がい児福祉計画（最終案）について

## 4 用語集

### あ 行

用語	解説
医療的ケア児	NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童。

### か 行

用語	解説
強度行動障がい	自傷、他障、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態。
ケアマネジメント	障害福祉サービスの利用者が地域の中で自立した生活を送るため、地域の様々なサービス資源や保健・医療・福祉・教育・就労等の様々な領域のサービスを活用し、地域の障がいのある人に対する意識や関わりを深め、地域、利用者又は家族が有している能力等を引き出すこと。また、そのために必要な課題を調整するためのプロセス。
高次脳機能障がい	怪我や病気などで脳に損傷を受け、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害が生じ、これに起因して、日常生活・社会生活への適応が困難となる障がい。

### さ 行

用語	解説
児童発達支援センター	地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。
重症心身障がい児	重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複した状態にある児童。
自立支援給付	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスのうち、利用するサービス費用の一部を、行政が障がいのある人に個別に給付するもの。サービスの利用者が自らサービスを選択し、契約を交わした後にサービスを利用する仕組みとなっている。

## た 行

用語	解説
地域生活支援拠点等	障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための必要な機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を備えた拠点のこと。
地域包括ケアシステム	元々は、高齢者が地域で自立した生活を営めるように、医療、介護、予防、生活支援サービス、住まいが切れ目なく提供される仕組みのことであり、ここでは、精神障がいのある人が地域で自立した生活を営めるように図る仕組み。
知多地域障害者就業・生活支援センター ワーク	知多地域の障がいのある人を対象に、行政、相談支援事業者、福祉施設、ハローワーク、病院などの関係機関と密接な連携をとりながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行う施設。
常滑市障がい者総合支援協議会	市内に暮らす障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して生活できる支援体制を構築するため、障がいのある人を取り巻く市内の現状や必要な支援を協議する場。

## は 行

用語	解説
発達障がい	生まれつき脳の一部の機能に障がいがあることから現れる様々な症状であり、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠如・多動性障がい（ADHD）、学習障がい等のこと。

## ま 行

用語	解説
モニタリング	障害（児）福祉サービスの利用者に対し、サービスが適切に提供されているか、また、現在のサービスが利用者の障がい特性等に合っているかを継続的に監視すること。

## SDGs と障がい福祉計画・障がい児福祉計画

SDGs (Sustainable Development Goals) は、「誰ひとり取り残さない」社会の実現をめざし、持続可能な社会に向けた取組として、平成 27 年の国連総会で採択されました。SDGs は、持続可能な世界を実現するために、17 のゴール・169 のターゲットからなり、平成 28 年から令和 12 年までの国際目標とされています。企業経営や強靱かつ環境にやさしい取組、働き方改革など多種多様な分野における参画が求められています。本計画においても、SDGs の視点の施策を実施し、推進を図ります。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



#### 第 6 期常滑市障がい福祉計画・第 2 期常滑市障がい児福祉計画

発行：令和 3 年 3 月

編集：常滑市

〒479-8610 愛知県常滑市新開町 4 丁目 1 番地

URL : <http://www.city.tokoname.aichi.jp/>

福祉部福祉課

TEL : 0569-34-7744

FAX : 0569-34-7745

E-mail : [fukushi@city.tokoname.lg.jp](mailto:fukushi@city.tokoname.lg.jp)

福祉部こども課

TEL : 0569-47-6113

FAX : 0569-35-7879

E-mail : [kodomo@city.tokoname.lg.jp](mailto:kodomo@city.tokoname.lg.jp)